

農業委員会議事録

平成28年6月6日

13時30分

2階 応接室

出席委員	13名
委員出席者	会長 1番 岩隈 和重、 会長職務代理者 2番 落石 廣孝 委員 3番 三船 守人 4番 船越 多真枝 5番 森 秀司 6番 富永 晃 7番 落石 好紀 8番 栗原 信夫 9番 井浦 秀子 10番 吉村 泰行 11番 中野 正敏 12番 阿部 繁隆 13番 副田 秀次
委員欠席者	なし
事務局出席者	笠井課長、森主幹、高野主査
議 題	
事務局	全員起立、礼、ご着席ください。 只今から6月の農業委員会総会を開会いたします。
会長	会長あいさつ 8番委員、9番委員議事録押印者任命 それでは議事に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書について、議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	○委員は関係者となりますので、一時退席となります。 (○委員退席) 1頁をお開きください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書について。番号1、1筆目、土地の所在 ○○。地目 台帳 畑、現況 畑。面積 2504㎡。所有者 住所 ○○番地、氏名 ○○ 持分12分の5、耕作者 氏名 ○○。譲受申請人 住所新宮町大字三代483番地、氏名 ○○。取得理由 贈与。用途 都市計画 調整区域、農振計画 農用外。2筆目、土地の所在○○2。地目 台帳 畑、現況 畑。面積 71㎡。所有者 住所○○、氏名 ○○ 持分12分の5、耕作者 氏名 ○○。譲受申請人 住所○○、氏名 ○○。取得理由 贈与。用途 都市計画 調整区域、農振計画 農用外。3筆目、

	<p>土地の所在〇〇。地目 台帳 畑、現況 畑。面積 612㎡。所有者 住所〇〇、氏名 〇〇 持分3分の1、耕作者 氏名 〇〇。譲受申請人〇〇、氏名 〇〇。取得理由 贈与。用途 都市計画 調整区域、農振計画 農用地。4筆目、土地の所在〇〇。地目 台帳 山林、現況 畑。面積 294㎡。所有者以下は3筆目と同じになります。5筆目、土地の所在〇〇。地目 台帳 畑、現況 畑。面積 188㎡。所有者 〇〇、氏名 〇〇 持分3分の1、耕作者 氏名 〇〇。譲受申請人〇〇、氏名 〇〇。取得理由 贈与。用途 都市計画 調整区域、農振計画 農用外。6筆目、土地の所在 〇〇。地目 台帳 畑、現況 畑。面積 258㎡。所有者以下は、5筆目と同じになります。7筆目、土地の所在〇〇。地目 台帳 山林、現況 畑。面積 641㎡。所有者以下は5筆目と同じ。8筆目、土地の所在 〇〇。地目 台帳 畑、現況 畑。面積 98㎡。所有者以下は5筆目に同じ、合計8筆4,666㎡についてです。2頁をお開きください。場所は、1～2については、〇〇に向かった箇所となります。対象地3～8については、〇〇の東側の箇所となります。3頁、4項に参考字図を添付しています。地元委員さんから補足がありましたら、お願いします。</p>
○番委員	譲受人、〇〇さんは、耕作者の長男で同居もしており、問題ありません。
委 員	贈与するのは土地全部か？
事 務 局	〇〇の持分のみを贈与します。
会 長	他に意見は？意見がなければ次の議題にはいります。○委員が戻られて再会します。(○委員入席)
事 務 局	<p>報告案件①農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について。5項をお開きください。番号1 1筆目、土地の所在〇〇。台帳地目 畑 現況 宅地。面積 305㎡。所有者 住所〇〇、氏名〇〇、住所 〇〇 氏名 〇〇。譲受人住所 〇〇、氏名〇〇。転用目的駐車場。用途、都市計画市街化区域、農振計画区域外。2筆目、土地の所在〇〇。台帳地目 田 現況 宅地。面積 63㎡。所有者住所 〇〇、氏名〇〇。譲受人住所 〇〇、氏名〇〇。用途 都市計画 市街化区域、農振計画 区域外。3筆目、土地の所在 〇〇。台帳地目 田 現況 宅地。面積 19㎡。所有者以下は2筆目に同じ。合計3筆387㎡についてです。6頁をお開きください。位置については、〇〇から約100m西の位置になります。7項に参考字図、8項に計画図面等、9項に現況写真を添付しています。隣地境界はブロック、雨水については、福岡市の側溝に排出しており、新宮町に影響はないと考えられます。</p>
会 長	<p>続けて次の報告事項をお願いします。</p> <p>報告案件②農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届について。10項をお開きください。番号1 土地の所在 〇〇。台帳地目 畑 現況 雑種</p>

	<p>地。面積 27㎡。所有者住所〇〇。氏名〇〇。譲請人住所〇〇。氏名〇〇。転用目的駐車場。用途都市計画市街化区域。農振計画区域外。合計1筆27㎡。11項に位置図を添付しています。〇〇西側、〇〇の土地です。12項に参考字図、開発区域を青の線で示しています。中古車販売所での利用となり、開発区域の赤で示した一部分が対象となります。13項に全体計画図面を添付しています。雨水については、敷地内で集水し、側溝から排出します。隣地境界はブロックです。</p>
会 長	報告事案について何か質問はありませんか？
委 員	中古車販売での利用とあるが、譲請人が直接行うのか？
事 務 局	譲り受け人が土地を貸して、別の方が事業を行う。
会 長	他にありませんか。ないようでしたら、その他の事項にうつります。
事 務 局	その他の事項に入ります。3条届けに係る新宮町農業委員会の内規について前回事務局でたたき台を作成するよう指示を受けましたので、資料を用意しています。前回のケースをもとに、世帯員等の判断基準の検討をお願いします。
会 長	まず、前回のケースの結果を報告してください。
事 務 局	前回の3条申請について、農業委員会で慎重な審議をしていただき、世帯員であるかの確認をしたところ、〇〇名義では疑義が生じるとのことであった
事 務 局	為、〇〇名義で申請することとなり、問題がなくなった為、3条の許可をした。この事については、前回の農業委員で、〇〇名義での申請であれば問題ないとのことであったので、許可している。
会 長	判断基準の検討について、ひとつづつ分けて検討したい。
事 務 局	大きく分けて、売買と、贈与がある。基本的には、同じ要件となる。まずは、売買から検討します。確認事項として、①五反以上の農地所有状況②機械等の所有状況。これまでは、申請書にもとづき確認。今後は、写真等の提出を検討している。③通作距離の確認。現実的に困難と思われるが今後どう判断するか検討願います。
	次に贈与について、①五反以上の農地所有。五反以上なければ贈与もできない。世帯員については、住民票で判断していた。3条の申請書については、農業委員押印欄があり、これらの要件を確認して押印してもらう必要がある。今後どのようにしていくか検討をお願いします。
委 員	農業委員として押印するのであれば、きちんとした判断が必要。共通理解をしていく必要がある。距離の問題についても検討が必要。

委員	農業委員一人での判断が難しい場合は、総会にかけたり、事務局に相談しても良いのでは？
事務局	申請の際は、事務局に事前に相談があるので、農業委員さんだけで判断する必要はありません。通作については、ケースバイケースのことが多く判断が難しい状況です。
委員	基準を厳しくしすぎて、農家に不利益が生じないように検討しなければならない。〇〇を特定して、農業後継者にきちんと引き継げるかたちがとれるよう、共通認識をもって審査をする必要がある。
委員	後継者の判断が困難。〇〇とは限らない
委員	同居の場合は、判断しやすい。別居の場合をどうしていくか？
委員	地区の農業委員が事情を確認すべき。実際耕作しているか確認が必要。
委員	世帯（住民表）が違う事例も実際にある。
委員	地元の農業委員が確認すべき。
委員	判断に迷う場合、総会にかければ良い。申請書に押印したからといって許可になるわけではない。総会の決議を得てはじめて許可となる。総会でみんなで話し合っただけで決めたら良い。
委員	難しいケースについては、申請者に総会ではかって決定する旨を伝え、受付すれば良い。
事務局	農業委員さんによる実態把握が重要となります。売買については、これまで通りの運用とし、判断に迷うケースがあれば、農業委員の押印をし、申請書の受付をするが、総会にかけてから決定していくことでよろしいでしょうか？また、贈与についても、売買と同様とするが、ケースによって、実態を確認し、農業従事等が明確で、地元農業委員会で確認がとれる場合に限り、認める場合もあるということではよろしいでしょうか？
委員	全員承認
会長	他にありませんか。次回は、7月7日（木）、午後13時30分から開催します。これをもちまして6月の農業委員会総会を閉会します。
事務局	全員起立、礼、お疲れ様でした。

以上14：20